

都議会都市問題調査団に関する住民監査請求監査結果

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

文京区 若 林 ひとみ

2 請 求 書 の 提 出

平成11年6月30日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

ア 請 求 の 趣 旨

95年10月に海外にでかけた都議会都市問題調査団A、B、C、D各班の経費のうち、同年11月8日に前渡金支払精算がなされた懇親会、自動車、通訳代計5,609,940円及び10月26日のシドニー滞在者の日当のうち計27,700円、4班分の添乗員経費計4,924,540円は違法・不当な支出である。

イ 請 求 の 理 由

- ① 懇親会、バス、通訳の各経費は、A班、B班、C班、D班の計36枚の領収書の様式が同じで、かつすべてが日本円で支払いがなされている。現地のレストラン・バス会社に日本円で支払いを行うことは考えにくい。通訳料を日本円で支払うことはありうるが、千円未満の端数がつくことは非常に珍しい。また、4班分のバス・通訳代が（ほとんど）同額も不自然。よって、36枚の領収書は偽造の疑いが濃い。
- ② 前渡受高と支払高が12件中10件で同額というのは海外出張の精算としてありえない。また、残り2件も差引戻入額が各千円以下と不自然である。
- ③ 報告書には12都市の相手側議員と夕食を取ったとの記載が一切なく、出席者リストの添付もない。
- ④ 一行の会計文書には旅行代理店の見積書、請求書、領収書がなく、またホテ

ルの電話、冷蔵庫を使用した形跡もない。換金レート表もなく、会計処理全体が不明朗かつ不自然である。

- ⑤ 当該旅行では、全議員が航空賃のファーストクラス分を受け取りながらビジネスクラスを利用し、総額13,737,700円の差額流用が行われているが、流用分は食事、バス、通訳代等に当てたとのことである。そうであるならば、11月8日の精算分は経費の二重取りとなる。
- ⑥ NSW州では上院議長に昼食を招かれている。よって条例にのっとり日当の減額調整を行うべきである。
- ⑦ 添乗員経費は事前払が普通で、かつツアー代金に含めて請求される。帰国後に別立ての請求はおかしい。

なお請求人は、96年8月23日にB班分の、及び11月20日にA、C、D班分の会計文書の情報公開請求を行ったが、10月21日及び12月27日に非開示決定がなされ、その後、非開示取消を求め提訴。東京地裁、同高裁、最高裁での全面勝訴を経て、99年4月23日にようやく開示を受けた。よって、行為後一年を経過し監査請求を行う正当な理由がある。

(2) 措置要求

監査委員は知事に対し次のことを勧告することを求める。

参加議員29人及び職員4人に合計10,562,180円の都への返還請求を行うこと。

4 請求の要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項では、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これを行うことができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

ところで、正当な理由があるときとは、当該行為が秘密裡ひそかにになされたものであるかどうか、当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきものである。

（昭和63年4月22日最高裁判決）

本件請求は、平成11年6月30日に提出されているものであり、また、請求人が問題としている東京都議会都市問題調査団の派遣に関する支出は、平成7年度に行われていることから、すでに1年を経過しているものである。

しかしながら、請求人は、本件派遣に関する会計文書の開示請求を平成8年8月23日及び同年11月20日に行ったが、都知事が非開示決定を行ったため、東京地裁に非開示処分取消訴訟を提起し、最終的に平成11年4月23日に当該文書の開示を受け、本件請求を行ったことが認められる。

したがって、上記判断基準に照らせば、本件請求には、1年を経過して請求したことについて、正当な理由があるものである。

よって、本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認められるので、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成7年度東京都議会都市問題調査団（A、B、C及びDの4班に分けて実施。以下「本件調査団」という。）の海外派遣（平成7年10月17日から同月31日まで）に要した経費支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

(1) 監査対象局

議会局を監査対象とした。

(2) 関係人調査

本件調査団の海外派遣に関する旅行代理店である、近畿日本ツーリスト株式会社、東急観光株式会社、日本通運株式会社及び芙蓉航空サービス株式会社（以下「本件各代理店」という。）に対し、法第199条第8項に基づく関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、請求人に対し、平成11年8月9日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述は、請求人の委任を受けた代理人が行い、本件調査団の派遣に要する経費支出が違法・不当であるとする請求の趣旨の補足を行った。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) 懇親会経費の支出及び本件調査団D班の旅費における日当の支出を違法・不当とする請求については、理由があるものと認める。

また、本件調査団C班の旅費における日当の支出に適正を欠く処理が認められた。

したがって、これらについて、法第242条第3項の規定に基づき、知事に対し、別項のとおり勧告する。

- (2) 次の請求については、理由がないものと認める。

- ① 通訳雇上料及び自動車雇上料の支出は違法・不当である。
- ② 航空賃のファーストクラス分の旅費と実際に利用したビジネスクラスの運賃との差額を、通訳雇上料等に充てていたとするならば、経費の二重取りになる。
- ③ 添乗員経費は事前払いが普通で、かつ、ツアー代金に含めて請求される。帰国後に別立てで請求するのは違法・不当である。

なお、本件調査団派遣に当たっての会計事務手続等に適正を欠く点が見受けられたので、議会局に対し、別項のとおり要望を付す。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 本件調査団の海外派遣の概要について

ア 目的

本件調査団は、災害対策を中心に、諸外国の主要都市における都市問題の実情及び都市政策について視察・調査し、あわせてこれらの諸都市との友好交流を図ることを目的として派遣されたものである。

イ 本件調査団の構成

本件調査団の構成は、表1のとおりである。

(表1) 本件調査団の構成

区 分	議 員	随行職員	添 乗 員
A班 (南欧)	7名	1名	1名 (近畿日本ツーリスト株式会社)
B班 (北欧)	7名	1名	1名 (東急観光株式会社)
C班 (北米)	7名	1名	1名 (日本通運株式会社)

D班 (アジア・オセアニア)	8名	1名	1名 (芙蓉航空サービス株式会社)
計	29名	4名	4名

ウ 行程

本件調査団の行程の概要は、表2のとおりである。

(表2) 本件調査団の行程

月日	A 班	B 班	C 班	D 班
10/17 (火)	成田発 リスボン着	成田発 ケルン着	成田発 サンフランシスコ着	成田発 香港着
10/18 (水)	・リスボン市公式訪問 ・パルケ・エキスポ98訪問	・ケルン市公式訪問 ・ケルン市消防署、 技術救援隊訪問	・カリフォルニア州 公式訪問 ・サクラメント市公 式訪問	香港発 ホーチミン着
10/19 (木)	リスボン発 ローマ着	・ケルン視察	・サンフランシスコ 再開発公社訪問	・ホーチミン市公式 訪問
10/20 (金)	・ローマ市公式訪問	ケルン発 アムステルダム着	サンフランシスコ発 ニューオリンズ着	・ホーチミン市環境 委員会訪問
10/21 (土)	・ローマ視察	・アムステルダム視 察	・ニューオリンズ視 察	ホーチミン発 バンコク着
10/22 (日)	ローマ発 フィレンツェ着	アムステルダム発 コペンハーゲン着	ニューオリンズ発 オーランド着	・エイズケアセンタ ー訪問
10/23 (月)	・フィレンツェ視察	・コペンハーゲン市 公式訪問 ・高齢者施設訪問	・ケネディ宇宙基地訪問	・バンコク視察
10/24 (火)	フィレンツェ発 ベニス着	・コペンハーゲン視 察	・オーランド視察	・バンコク市公式訪 問
10/25 (水)	ベニス発 コモ着	コペンハーゲン発 プラハ着	・オーランド市公式訪問 オーランド発 トロント着	バンコク発 シドニー着
10/26 (木)	コモ発 ミラノ着 ・ミラノ市公式訪問 ・ミラノ県消防局訪 問	・プラハ市公式訪問 ・高等技術学校訪問	・オンタリオ州公式 訪問 ・シニアリンク訪問	・NSW州公式訪問
10/27 (金)	・ミラノ視察	プラハ発 ジュネーブ着	・トロント視察	・NSW州緊急対策 本部訪問
10/28 (土)	ミラノ発 ロンドン着	・ジュネーブ視察	トロント発 ニューヨーク着	シドニー発 クワイフチャーチ着
10/29	・ロンドン視察	ジュネーブ発	・ニューヨーク視察	・クワイフチャーチ視察

(日)		ロンドン着		
10/30 (月)	・廃棄物公社訪問 ロンドン発	ロンドン発	ニューヨーク発	クライストチャーチ発 オークランド着 ・高齢者施設訪問
10/31 (火)	成田着	成田着	成田着	オークランド発 成田着

(2) 本件調査団の派遣に要する旅費等の支出について

都議会議員及び議会局職員の旅費等の支出については、議会局長以下経理担当職員が、知事の吏員としての発令を受けて、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「会計事務規則」という。）等に基づいて処理している。

本件調査団の旅費については、平成7年10月6日付けで、会計事務規則第81条に基づき、合計52,641,370円が資金前渡により概算払いで交付され、同年11月1日及び同月8日付けで、返納金額を零として精算処理されている。

会議費、通訳雇上料及び自動車雇上料については、平成7年10月13日付けで、会計事務規則第76条に基づき、資金前渡の方法により交付され、同年11月8日付けで精算がなされている。

添乗員経費については、本件各代理店と締結された委託契約に基づき、旅行終了後の平成7年11月21日付けで、合計4,924,540円が、本件各代理店あて支払われている。

これらを整理すると、表3のとおりである。

(表3) 旅費等の支出及び精算の内訳 (単位：円)

区 分		A班	B班	C班	D班	計
旅費	前渡受高	14,237,670	14,422,450	12,201,910	11,779,340	52,641,370
	支払額	14,237,670	14,422,450	12,201,910	11,779,340	52,641,370
	返納額	0	0	0	0	0
会議費	前渡受高	902,500	901,000	738,000	620,000	3,161,500
	支払額	902,500	901,000	738,000	620,000	3,161,500
	返納額	0	0	0	0	0
通 訳 雇上料	前渡受高	378,750	378,750	378,750	378,750	1,515,000
	支払額	378,750	378,750	378,750	378,000	1,514,250
	返納額	0	0	0	750	750
自動車 雇上料	前渡受高	233,730	233,730	233,730	233,730	934,920
	支払額	233,730	233,730	233,730	233,000	934,190

	返納額	0	0	0	730	730
添乗員経費		1,298,700	1,317,400	1,185,810	1,122,630	4,924,540

(注) 会議費は、公式訪問都市における懇親会経費である。

2 監査対象局の説明

(1) 通訳雇上料及び自動車雇上料の支出について

本件調査団の海外派遣において、通訳雇上料及び自動車雇上料の予算が措置されていたのは、各班とも3日間の公式訪問についてのみであった。

しかしながら、本件調査団の派遣目的は、市議会等への公式訪問だけではなく、災害対策機関や福祉施設を訪問するなど、全日程を通じて都市問題及び都市政策の調査を実施することであり、予算措置額だけでは、本件調査団の活動に必要な通訳雇上料及び自動車雇上料の所要額を確保できないことが実情であった。

そこで、予算措置額の全額を、必要な通訳雇上料及び自動車雇上料に充てるため、予算措置額の限度まで前渡金として受領した上で、領収金額が前渡受高とほぼ一致する領収書に基づき、精算処理を行った。なお、これらの領収書は、本件各代理店を通じて作成したものである。

ところで、資金前渡受高が各班とも同額になっているのは、予算措置時においては、具体的な行程が未定であったため、各班とも同額を概算額で計上し、これに合わせ前渡金を請求、受領したことによるものである。

このように、通訳雇上料及び自動車雇上料は、予算措置額では不足するものであったため、限度一杯まで前渡金として受領し、支払いを行ったものであり、本件調査団の派遣目的にかなったものである限り、都に損害を与える結果にはならないと考える。

(2) 懇親会経費の支出について

懇親会経費は、公式訪問先の議員などを夕食会に招いて、意見交換を行うとともに、両都市の交流を深めることを目的に、予算措置をしたものである。

ところで、上記(1)で述べたとおり、通訳雇上及び自動車雇上に要する経費が、予算措置額では不足することが明らかであったため、実際には懇親会を開催せず、同不足分に充当したものである。

なお、懇親会経費の支出の精算に当たっては、領収金額の合計が資金前渡受高と一致する領収書を、本件各代理店を通じて作成し、実際に懇親会を開催したものと

して処理したものである。

このような処理は、本件調査団の目的の達成に必要な経費を補てんするため、やむを得ず行ったものであり、これにより都に損害が発生したとはいえないものとする。

(3) 日当の調整について

本件調査団D班がNSW州を公式訪問した平成7年10月26日には、確かに州議会上院議長から昼食の招待を受けている。旅費制度上、無料で昼食の提供を受けた場合には、その日の日当を半額にする必要があるが、この招待は出発後に決まったものであったため、旅費の請求時点においては、考慮することができなかった。このような場合には、精算時に精算残金を返納することが必要であったが、帰国後、旅行の実施状況を十分に確認しなかったため、これを失念したものである。

(4) 添乗員経費の支出について

添乗員経費については、本件各代理店と委託契約を締結し、履行完了後（帰国後）に請求を受けて支出したものである。こうした添乗員経費の支払いは、通常行われている手続にのっとり、本件各代理店との合意の上実施したものであり、適正なものであると考える。

(5) 航空賃の差額分の扱いについて

本件調査団が利用した航空賃の等級は、いずれもビジネスクラスであるが、議員の航空賃は、当時の旅費制度にのっとり、ファーストクラス相当額を支給している。

なお、ファーストクラスとビジネスクラスの航空賃の差額については、通訳雇上料及び自動車雇上料の不足分、現地と議会局との通信費、本件出張に関するハンドブックの作成、収集資料の翻訳など、予算で措置された額では賄えない必要経費に充当したものであり、経費の二重取りに当たるものではない。

3 判 断

請求書及び陳述の内容から、本件調査団の派遣について、違法性、不当性を判断すべき事項を次のとおり整理した。

- ① 通訳雇上料及び自動車雇上料の支出の適否について
- ② 懇親会経費の支出の適否について
- ③ 旅費における日当の調整の適否について

- ④ 添乗員経費の支出の適否について
- ⑤ 航空賃の差額が経費の二重取りになるか否かについて

これらの事項に関して、事実関係の確認及び監査対象局の説明等に基づき、次のように判断する。

(1) 通訳雇上料及び自動車雇上料の支出の適否について

ア 会計処理について

監査対象局及び本件各代理店からの事情聴取により、次のことを確認した。

- ① 本件調査団における通訳や専用バスの手配は、実質的には本件各代理店に委託して行ったものであること。
- ② 本件調査団の通訳雇上料及び自動車雇上料の精算原議に添付された領収書は、議会局職員の要請により、本件各代理店を通じ、資金前渡受高と領収金額がほぼ一致する形で作成されたものであること。

以上のことから、通訳雇上料及び自動車雇上料の会計処理は、実態に合わない領収書を根拠として行われたものであり、適正を欠くといわざるを得ない。

イ 返還の要否について

上記アのとおり、本会計処理は適正を欠くといわざるを得ないが、その用途が本件調査団の海外派遣の本来目的にかなったものであり、当該会計処理により、実際に都に損害が発生していない場合には、支出額の返還を要するまでには至らないものである。

そこで、本件通訳雇上料及び自動車雇上料の支出についてみると、次のことが認められる。

- ① 本件調査団については、各班とも、予算で措置された市議会等への公式訪問以外にも、次のような機関及び施設を訪問し、意見交換等を行っており、これらの訪問には、通訳が不可欠であること。
 - ・ A班 パルケ・エキスポ98（リスボン）、ミラノ県消防局、ウエスタンリバーサイド廃棄物公社（ロンドン郊外）
 - ・ B班 ケルン市消防署・技術救援隊、高齢者福祉施設（コペンハーゲン郊外）、プラハ高等技術学校
 - ・ C班 サンフランシスコ市再開発公社、ケネディー宇宙基地、シニアリンク（高齢者施設・トロント）
 - ・ D班 サイゴン市環境委員会、エイズケアセンター（チェンマイ）、NSW

州緊急対策本部、高齢者福祉施設（オークランド）

② 本件調査団の現地移動に当たっては、次の理由により、全行程を通じて専用バスを雇い上げることが必要不可欠であること。

- ・ 本件調査団の団員が、犯罪等の不測の事故に遭うことを防止するためには、専用バスの利用により安全性を確保することが必要なこと。
- ・ 複数の施設やホテル、空港等を効率よく移動するためには、公共交通機関よりも専用バスの方が適していること。
- ・ 各都市の情報収集を効果的に行うためには、事情に通じたガイドが同乗するバスを雇い上げ、車中で説明や質疑の機会を設けることが有効なこと。

また、随行職員及び本件各代理店からの事情聴取によれば、通訳及び専用バスに要した費用は、資金前渡を受けた通訳雇上料及び自動車雇上料では、到底賄えない額であったということである。

以上のことから、通訳及び専用バスの雇い上げについては、本件調査団の派遣目的にかなうものであり、これらに要する経費は、本件通訳雇上料及び自動車雇上料の支出を上回ることが、合理的に推認されるものである。したがって、これらにより都に損害が発生したとはいえない。

よって、通訳雇上料及び自動車雇上料の支出を違法・不当とし、その返還を求める請求人の主張は認められない。

(2) 懇親会経費の支出の適否について

本件調査団には、公式訪問都市との交流を促進するという派遣目的があり、その一環として、訪問都市の議員等を招いた懇親会を開催する経費が予算措置されているものである。したがって、懇親会を開催するために前渡金を受領しながら、懇親会を開催できなかった場合には、会計事務規則に基づき、当該前渡金を返納しなければならないものである。

そこで、本件調査団についてみると、監査対象局及び本件各代理店からの事情聴取により、次のことが認められた。

① 合計3,161,500円の前渡金を、懇親会開催経費として受領し、返納額を零として精算処理をしているにもかかわらず、実際には公式訪問都市の議員等を招いた懇親会を開催していなかったこと。なお、当該前渡金は、監査対象局の説明によると、通訳雇上料及び自動車雇上料の不足分に充てたとのことであるが、主張を裏付ける証拠の提出はなかった。

② 本件精算原議に添付されている各領収書は、領収金額を資金前渡受高に合わせ

たものとするようにとの議会局職員の要請により、本件各代理店を通じて作成されたものであること。

以上のことから、懇親会経費の支出については、不適正な処理であったといわざるを得ないものである。

したがって、懇親会の経費支出に違法・不当があるとする請求人の主張には理由があるものと認める。

(3) 旅費における日当の支払いの適否について

職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号。以下「旅費条例」という。）第42条第1項及び職員の旅費に関する条例の運用方針等について（昭和48年6月30日48総勤労第81号）により、旅行者が食堂施設等を無料で利用した場合には、日当定額の2分の1が支給されることとなっている。議員の旅費についても、東京都議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和22年東京都条例第43号）第11条により、旅費の支給方法は職員の例によることとなっているため、同様の取扱となるものである。

本件調査団のうち、D班については、平成7年10月26日にニュー・サウス・ウェールズ州議会を訪問した際、上院議長から昼食を招待されたことを確認した。これは、予定外の招待であったため、旅費の計算時には反映できなかったと認められるが、同日分として支払われた日当定額の2分の1である計27,700円は、帰国後の精算手続により返納すべきものである。しかしながら、同班の旅費の精算手続をみると、返納額を零として精算を行っており、適正を欠く会計処理というべきである。

したがって、本件調査団D班の日当の支払いに違法・不当があるとする請求人の主張には、理由があるものと認める。

ところで、本件調査団C班についても、平成7年10月25日にオーランド市議会を訪問した際、相手側主催の昼食懇親会に招かれていることを確認した。この招待についても、出発後に決まったものであるため、旅費の計算には反映されていないが、同日分として支払われた日当定額の2分の1である計30,750円は、帰国後の精算手続により返納すべきものである。しかしながら、実際の精算手続においては、返納額を零として精算が行われており、D班の場合と同様に、適正を欠く会計処理であったといえる。

(4) 添乗員経費の支出の適否について

本件調査団の派遣に伴う添乗員業務は、本件各代理店に委託しており、添乗員経

費は、当該業務の履行後に適正に支払いを行っていることが認められる。

したがって、添乗員経費の支出に違法・不当があるとする請求人の主張は認められない。

なお、本件各代理店からの事情聴取により、添乗員経費は、必ずしも全てツアー代金に含めて事前払いとするわけではなく、添乗員経費だけを別立てにして事後払いとする場合もあることを確認した。

(5) 航空賃の差額が経費の二重取りになるか否かについて

航空賃等の旅費は、通訳やバスの雇上など現地経費に使用することを目的に支給されるものではなく、通訳雇上料及び自動車雇上料が別途支出されていたとしても、旅費が減額されるべきものではない。

したがって、ファーストクラスとビジネスクラスの航空賃の差額を通訳雇上料等に充てていたとするならば、経費の二重取りになるという請求人の主張は認められない。

【知事に対する勧告】

法第242条第3項に基づき、知事に対し、平成11年10月31日までに、都が被った次の損害額等を補てんするために必要な措置を講ずることを勧告する。

(1) 損害額 3,219,950円（下記①、②及び③の合計額）

① 本件調査団の懇親会経費として支出された額3,161,500円

② 本件調査団C班における平成7年10月25日分の日当支払額の2分の1に相当する額30,750円

③ 本件調査団D班における平成7年10月26日分の日当支払額の2分の1に相当する額27,700円

(2) 上記(1)の金額に対する精算日の翌日から支払日までの年5分の割合による利子相当額

(議会局に対する要望)

今後、本件調査団に類する派遣を行うに際しては、本件にみられるような不適正な会

計処理が行われることのないよう、下記の点に留意されたい。

- (1) 通訳雇上料、自動車雇上料など、派遣に欠かせない現地経費については、必要額を精査して予算要求し、これに基づき適正に執行すること。
- (2) 現地で必要となる通訳、専用バスなどの手配を実質的に旅行代理店に委託する場合には、支払方法の例外である資金前渡による処理ではなく、旅行代理店との委託契約により経費の支払いを行うなど、実態に合わせた会計処理を行うこと。
- (3) やむを得ず資金前渡により事務取扱を行う場合には、本件にみられるような、実態に合わない領収書を根拠とした精算処理など、不適正な会計処理が行われることのないよう、再発防止に努めること。
- (4) 海外出張においては、現地での急な予定変更も少なくないことから、旅費の精算に当たっては、出張内容を十分精査し、返納漏れが生じないようにすること。

監査事務局総務課調査係 電話（直通）5320-7016 （内線）55-528
--

資料（東京都職員措置要求請求書等）

住民監査請求書

1) 請求の要旨

95年10月に海外にでかけた都議会都市問題調査団A、B、C、D各班の経費の内、同年11月8日に前渡金支払清算がなされた懇親会、自動車、通訳代計5、609、940円及び10月26日のシドニー滞在者の日当のうち計27、700円、4班分の添乗員経費計4、924、540円は違法・不当な支出である。よって監査委員は知事に対し次のことを勧告することを求める：参加議員29人及び職員4人に合計10、562、180円の都への返還請求を行うこと。

2) 請求の理由

- ① 懇親会、バス、通訳の各経費は、A班、B班、C班、D班の計36枚の領収書の様式が同じで、かつすべてが日本円で支払いがなされている。現地のレストラン・バス会社に日本円で支払いを行うことは考えにくい。通訳料を日本円で支払うことはありうるが、千円未満の端数がつくことは非常に珍しい。また、4班分のバス・通訳代が（ほとんど）同額も不自然。よって、36枚の領収書は偽造の疑いが濃い。
- ② 前途受高と支払高が12件中10件で同額というのは海外出張の清算としてありえない。また、残り2件も差引戻入額が各千円以下と不自然である。
- ③ 報告書には12都市の相手側議員と夕食を取ったとの記載が一切なく、出席者リストの添付もない。
- ④ 一行の会計文書には旅行代理店の見積書、請求書、領収書がなく、またホテルの電話、冷蔵庫を使用した形跡もない。換金レート表もなく、会計処理全体が不明朗かつ不自然である。
- ⑤ 当該旅行では、全議員が航空賃のファーストクラス分を受け取りながらビジネスクラスを利用し、総額13、737、700円の差額流用が行われているが、流用分は食事、バス、通訳代等に当てたとのことである。そうであるならば、11月8日の清算分は経費の二重取りとなる。
- ⑥ NSW州では上院議長に昼食を招かれている。よって条例に則り日当の減額調整を行うべきである。
- ⑦ 添乗員経費は事前払が普通で、かつツアー代金に含めて請求される。帰国後に別立ての請求はおかしい。

なお請求人は、96年8月23日にB班分の、及び11月20日にA、C、D班分の会計文書の情報公開請求を行ったが、10月21日及び12月27日に非開示決定

がなされ、その後、非開示取消を求め提訴。東京地裁、同高裁、最高裁での全面勝訴を経て、99年4月23日によりやく開示を受けた。よって、行為後一年を経過し監査請求を行う正当な理由がある。

上記の通り地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書をつけて、必要な処置を請求する。

1999年6月30日

東京都監査委員殿

(以上原文のまま掲載)

事実証明書

- ① 調定額通知書（8議国第101号決定：ローマ派遣）の写し
- ② 96年12月5日付け東京新聞記事の写し
- ③ 都市問題調査団D班による海外都市レポート（95年7月）の写し
- ④ 調定額通知書（7議国第113号：東京都議会都市問題調査団A班）及びこれに係る領収書の写し
- ⑤ 調定額通知書（7議国第114号：東京都議会都市問題調査団B班）及びこれに係る領収書の写し
- ⑥ 調定額通知書（7議国第115号：東京都議会都市問題調査団C班）及びこれに係る領収書の写し
- ⑦ 調定額通知書（7議国第116号：東京都議会都市問題調査団D班）及びこれに係る領収書の写し